

五 福島県田村市都路町古道字萩田百二十八—一	原野	刈払い	刈払い
福島県田村市都路町古道字戸屋百二十七—一—二	公衆用道路	舗装面 堆積物の除去及び高圧水洗浄 未舗装面の土壌 堆積物の除去並びに表土の削り取り及び被覆 未舗装面の砂利・碎石 砂利・碎石の除去及び被覆 ガードレール 高圧水洗浄又はブラシ洗浄 側溝 堆積物の除去	庭等（未舗装面の芝地） 堆積物の除去、芝刈り及び深刈り 庭等（未舗装面の砂利・碎石） 庭等（舗装面） 堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（排水溝及び軒下） 表土の削り取り及び被覆
三 福島県田村市都路町古道字萩田百十二	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち	庭等（未舗装面の土壌） 堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地） 堆積物の除去、芝刈り及び深刈り 庭等（未舗装面の砂利・碎石） 庭等（舗装面） 堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（排水溝及び軒下） 表土の削り取り及び被覆
福島県田村市都路町古道字萩田百	宅地	屋根 堆積物の除去及び拭き取り 外壁 拭き取り 雨どい（軒どい） 堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（堅どい） 高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌） 堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆	庭等（未舗装面の土壌） 堆積物の除去、除草、芝刈り並びにホットスポットの表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地） 堆積物の除去、芝刈り及び深刈り 庭等（未舗装面の砂利・碎石） 庭等（舗装面） 堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（排水溝及び軒下） 表土の削り取り及び被覆

二 環境大臣 氏名又は名称 連 絡 先	福島県福島市栄町一—三十五 福島キャピタルフロントビル七階 環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号 〇二四（五七三）七四〇〇	庭等（未舗装面の芝地） 堆積物の除去、芝刈り及び深刈り 庭等（未舗装面の砂利・碎石） 庭等（舗装面） 堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（排水溝及び軒下） 表土の削り取り及び被覆	
三 土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先	環境大臣		
四 意見書の提出 第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表上欄に掲げる土地等に関し土壤等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壤等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。			
五 関係人のみなし同意 前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壤等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。			
〇環境省告示第百二十六号 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項に基づき特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。 平成二十四年八月二十二日 環境大臣 細野 豪志			
一 土壤等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壤等の除染等の措置の内容	所 在 地 福島県田村市都路町古道字萩田七十一—一 福島県田村市都路町古道字萩田七十二—三 福島県田村市都路町古道字萩田七十一—四	土 地 等 原野 畑 畑	土 壤 等 の 除 染 等 の 措 置 の 内 容 刈払い 除草、反転耕及び地力回復措置 除草、反転耕及び地力回復措置